

大阪柔整だより

第 5 回 療養費適正化特別対策班会議 開催

平成 29 年 8 月 5 日(土)に療養費適正化特別対策班会議が開催され、療養費適正化理念の進捗状況と今後の展望について話し合われた。

冒頭、徳山会長の挨拶の後、平成 29 年 7 月 22 日に開催された一般社団法人大阪臨床整形外科医会(OCOA)主催の「第 3 回療養費適正化勉強会」について報告がなされた。

続いて、各担当者より療養費適正化理念の進捗状況について報告がなされた。

- ・「適正化理念で定めた高額請求の対象者については、内容を精査し理解を求めている。また、協会けんぽの『柔道整復施術療養費審査委員会からの指摘について』、国保連合会の『留意事項通知書』等の通知書に対しても、会員には周知徹底し理解を求めている。」
- ・「無病について、保険者は十分に理解していないところがあるので、しっかり周知活動をしていきたい。」
- ・「違法広告・看板については、保険者と共に情報の共有ができればいいのではないか。」
- ・「往療について、適正な算定基準による往療の理解と、負傷により歩行困難となってしまう安静を必要とするやむを得ない理由等を記載することを理解していただくよう、周知徹底していきたい。」等の報告や意見も上がった。

今後の理念推進の展望として、「不正不当な請求事例」「個の利益追求のためにチェーン展開している施術所の確認」等、協会けんぽ・国保連合会・保険者と協力し、近畿厚生局へ情報提供していく体制の構築を見据え、大阪社団は今後も平成 28 年に定めた療養費適正化理念のもと組織強化を図り、業界をより良い方向に発展させていく所存である。

会員の皆さんにおいても療養費適正化理念の推進へのご理解、ご協力を引き続きよろしく願いいたします。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 療養費適正化特別対策班

第 11 回 大阪学術大会開催

平成 29 年 8 月 20 日(日)午前 9 時よりシティプラザ大阪 2F「旬」の間にて 500 人を超える来場者の中、「第 11 回大阪学術大会」が盛大に開催された。

開会式では、大阪大会 副会長 公益社団法人大阪府柔道整復師会 川口 靖夫 副会長の開会の辞から始まり、冒頭の学術大会 会長 公益社団法人 日本柔道整復師会 工藤 鉄男 会長の挨拶では、養成校の在学生に向け、近年の業界における「倫理」の意識低下に対する懸念に触れ、伝統医療の継承に当たり今一度、考え方を再認識し地域医療への貢献を要望した。府民の皆様には、今後「地域包括ケアシステム」において、医師の絶対数が足りなくなる可能性があり、その補充をしていく柔道整復師の存在が必要と訴え、柔道整復師には、「個の利益の追求」を優先している事業展開があるという現状に対する懸念を発した。また、療養費支給申請書の請求の際に無謀な受診照会を行う調査会社への対応の件にも触れた。

引き続き、大阪大会 会長 公益社団法人 大阪府柔道整復師会 徳山 健司 会長より、今後、柔道整復師が学ぶ姿勢をさらに掘り下げ、「何をどう学ぶのか？」を考えていくことの必要性について述べた。

日整発表では「2017・柔道整復師と介護保険について～柔道整復師の地域包括ケアシステムへの貢献～」と題し、地域包括ケアシステムに柔道整復師が参入していく必要性と方法について述べた。介護の始まりは、日常の小さなケガから始まるケースが多く、ケガへの対応はそもそもの柔道整復師の業務であり、その専門性を生かして介入していくことの重要性を強調された。

教育講演では「痛みの考え方」と題し、三重大学大学院 医学系研究科 麻酔集中治療学 教授 丸山一男 先生より随所にユニークなパフォーマンスも交え、痛みの発生するメカニズムの基礎から、自分で自分の痛みを抑える仕組みや物質についてわかりやすくご説明いただいた。

続いて、特別講演では、大阪体育大学 体育学部 スポーツ教育学科 准教授 菅生 貴之 先生より「アスリートにとっての痛みとスポーツ心理学的支援」と題し、痛みを抱えたアスリートの対応について、実際にケガをしたオリンピック候補選手の実例をあげ、復帰までの過程をご紹介いただいた。

以前はスポーツにおけるメンタル面の強化は、繰り返す失敗の積み重ねによってなされるものと認識されていたが、効率よくメンタルトレーニングを行い、より高いパフォーマンスを発揮するために、アスリートをサポートするという目的から発案され、現在、日本に 120 名程いる日本スポーツ心理学会認定資格「スポーツメンタルトレーナー (SMT)」の存在について強調された。

午後からは、学生ポスター発表が 4 演題、各々緊張の表情ながらもしっかりとした発表及び質疑応答となった。

その後、公益社団法人 大阪府柔道整復師会 研究事業部より「研究事業について」の報告を行った。ここでは研究事業の目的、意義から始まり、具体的な研究内容の概要と事例、医接連携室の案内や公益社団と個人契約者の比較から公益社団の優位性が述べられ、今後の研究事業への協力を要請した。

続いて、柔道整復師による実技 5 演題、オーラル 6 演題の一般発表が行われ、研究論文から臨床報告や技法的なことまで幅広い発表で、質疑応答も様々な議論が飛び交い、有意義な時間となった。

閉会式では、大阪大会 副会長 公益社団法人 大阪府柔道整復師会 増井 英明 副会長が閉会の辞を述べ、終了となった。

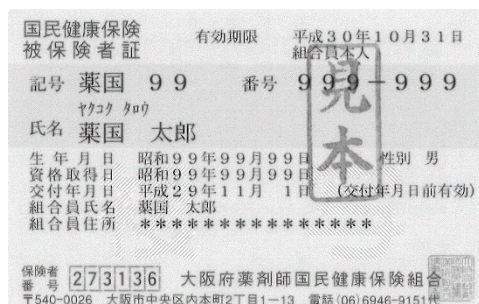
一般演題の全体的な印象としては、独創的な発想からの展開や実技発表、そして難疾患に対しての臨床報告など、幅広い充実した発表内容であった。

今後、「柔道整復師として何を継承し、どの様に発展していくべきなのか？」を考える糸口になる学会であった。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 学術部

* 大阪府薬剤師国民健康保険組合 被保険者証の更新について *

有効期限：平成 30 年 10 月 31 日
形式：被保険者 1 人 1 枚のカード
色彩：水色
更新期間：平成 29 年 10 月 1 日～31 日
※更新期間中の取り扱いは、新・旧被保険者証とも有効です。
但し、平成 29 年 11 月 1 日以降は同日前交付の被保険者証は全て無効になります。



介護保険のコラム Vol.30

～地域包括ケアシステム参入事例 その5～

第 5 回目は、東大阪市での参入事例をご紹介します。

東大阪市では行政と本会会員の先生が委託契約を結ぶことにより事業を運営しています。

対象者は、要支援 1・要支援 2・及び事業対象者の認定を受けた方が事業を利用することができます。利用者はお住まいの地域包括支援センターに所属するケアマネジャーに事業を利用したい旨を伝え、その意向を元にケアプランが作成されます。

事業内容は施術所にて定員 10 名まで、週 1～2 回程度、約 2 時間（施術所の空き時間）の日程で、「簡単な体操」「趣味・創作、娯楽活動」「簡単な健康チェック」などの指導を行ないます。

その他、事業に参入される方は、東大阪市が行う研修（2 日間）を修了していることが条件となっています。

今回は、高石市の介護予防事業をご紹介します。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

保険者変更通知

変更前	内容	変更後	変更日
エディオン健康保険組合 06273775	解散	全国健康保険協会 各都道府県支部	H29年10月1日

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様にお願ひします。